

教 義 第 1 3 2 号

令和3年(2021年)4月28日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
様  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 行 徳 義 朗  
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 柴 田 亨  
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 金 田 敦 史

修学旅行中における児童生徒の健康観察等について(通知)

このことについては、令和2年(2020年)10月8日付け教義第760号通知「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」及び令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号通知「令和3年度における修学旅行等について」に基づき対応いただいているところですが、今年度も、修学旅行中の児童生徒の体調変化に留意し、宿泊施設に入館する前のバス車中における検温・健康観察の実施や、発熱・体調不良者がいる場合の宿泊施設への速やかな申告などの対応が必要であることから、改めて通知します。

つきましては、各学校においては、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設等と情報共有することにより、安心・安全な修学旅行等が行われるよう、対応をお願いします。

なお、本情報共有シートにつきましては、北海道経済部観光局を通じて、道内宿泊事業者や旅行会社等に情報提供することを申し添えます。

(義務教育指導係)  
(高校教育指導係)  
(特別支援教育指導係)